

# エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり補助金事業公募要領

平成 26 年 9 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1．事業概要

地域循環圏形成のための重要な拠点であるゼロエミッション構想に基づくエコタウン等の静脈施設が集積する地域については、地域内の循環資源の循環利用については成果を上げているものの、地域内の熱利用が不十分であるなど、低炭素化に資するような拠点となっていない状況にあります。

循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロエミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するためには、既存のエコタウンでのエネルギー利用を徹底的に見直し、地域熱利用の促進を含め徹底活用することが必要です。

そこで、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、循環資源の循環利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するための FS 調査又は事業化計画策定調査に対する補助金事業を行います。

## 2．補助金交付の目的

エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業費補助金交付要綱（平成 26 年 9 月 8 日付け環廃企発第 1409082 号。以下「交付要綱」という。）第 2 条の規定のとおり、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロエミッションを実現する先進的なモデル地域を形成し、循環型社会の形成及び地球環境の保全に資することを目的とします。

## 3．語句の定義

「エコタウン等」とは、地域循環圏形成のための重要な拠点となり、ゼロエミッション構想に基づき国が承認したエコタウンプランに基づく事業を実施するエコタウン地域及び、静脈施設が集積する地域のことをいいます。

## 4．補助金の要件について

### (1) 交付の対象となる事業の要件

この補助金は、エコタウン等の静脈施設が集積した地域が循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な FS 調査を行う事業又は事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とします。

ア FS 調査を行う事業（地方公共団体向け）

- (ア) 自治体が策定（もしくは改訂）した又は策定（もしくは改訂）されることが見込まれるエコタウン等の計画に基づいた事業計画を策定するものであること
- (イ) 事業を行おうとする地域が、静脈施設が集積した地域であること
- (ウ) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること
- (エ) 将来的に施設及び設備の整備を伴う事業であること
- イ 事業化計画の策定を行う事業（民間団体等向け）
  - (ア) 事業者が行う事業の事業化を前提とした計画（基本設計調査や事業採算性の評価を含む）を策定する事業であること
  - (イ) 事業内容が対象地域内の自治体の定めるエコタウン等の計画に沿うものであり、また、事業内容を当該自治体に報告済であること
  - (ウ) 事業を行おうとする地域が、静脈施設が集積した地域であること
  - (エ) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること
  - (オ) 将来的に施設及び設備の整備を伴う事業であること
- (2) 交付の対象となる者
  - ア FS調査を行う事業
    - (ア) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
  - イ 事業化計画の策定を行う事業
    - (ア) 民間企業
    - (イ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
    - (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
    - (エ) その他環境大臣が適当と認める者
- (3) その他
  - ア 2以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とします。なお、代表者は、事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者といたします。
  - イ 他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。
  - ウ 事業の実施に関して必要な細目は、エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業実施要領（平成26年9月8日付け環廃企発第149083号。以下「交付要領」という。）によるものとし、

## 5. 補助金の内容について

補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たっ

て、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければなりません。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではありません。

（1）FS調査を行う事業

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出します。

イ 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定します。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照してください。

ウ （1）アで算出された額と、（1）イにより選出された額とを比較して少ない方の額を交付額とします。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。なお、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。

（2）事業化計画の策定を行う事業

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出します。

イ 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の合計額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定します。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照してください。

ウ （2）アで算出された額と、（2）イにより選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とします。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。なお、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。

6. 補助事業の経理等

補助事業実施者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区分して行うこととし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとします。

（1）補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした交付要綱様式第11による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

（2）補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておか

なければなりません。

## 7. 交付要綱及び交付要領の参照について

本公募要領に掲げた事項を含め、交付要綱及び交付要領において、補助事業について詳細に定めていますので、必ず参照してください。

## 8. 補助事業者の選定について

一般公募により選定します。

応募者より提出された応募書類を基に、以下の項目等について審査委員会による審査を行います。審査委員会は、補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。審査にあたり、必要に応じて資料の追加提出を求めることがあります。

### 【審査項目】

- ・実施要領や公募要領に定める各要件を満たしているか
- ・エコタウン等の高度化に資するテーマとなっているか
- ・実現性
- ・新規性
- ・廃棄物処理事業としての実行性（既存の静脈施設事業に比べ、高い再資源化率や環境保全効果を生み出すことが可能か、等）
- ・静脈拠点事業としての実効性（既存の静脈施設事業に比べて、事業間の連携や地域活性効果が生まれるか、等）
- ・具体性
- ・事業実施体制
- ・事業の実施体制
- ・予算計画の適正性
- ・CO<sub>2</sub>削減効果の算定の適正性及び費用対効果

審査結果は申請者に通知します。

## 9. 応募に当たっての留意事項

### (1) 二酸化炭素削減量の把握等

#### ア F S 調査を行う事業

F S 調査と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量を算定することとします。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供することとします。

#### イ 事業化計画の策定を行う事業

策定した事業化計画（以下単に「事業化計画」という。）に基づくそれぞれの設備について、事業化により見込まれる二酸化炭素削減量を算定することとします。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供することとします。

(2) F S 調査書の提出

以下により F S 調査書を提出することとします。

ア F S 調査書の記入事項

- (ア) 調査又は検討結果
- (イ) F S 調査結果と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- (ウ) 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- (エ) F S 調査結果と連携して実施する事業の計画の概要及び今後のスケジュール
- (オ) 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- (カ) その他 F S 調査結果と連携して実施する事業に必要な事項

イ F S 調査書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに F S 調査書を提出することとします。

(3) 事業化計画書の提出

以下により事業化計画書を提出することとします。

ア 事業化計画書の記入事項

- (ア) 調査又は検討結果
- (イ) 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- (ウ) 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- (エ) 事業化までのスケジュール
- (オ) 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- (カ) その他事業化に必要な事項

イ 事業化計画書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで事業化計画書を提出することとします。

(4) F S 調査を行う事業に係る報告書の提出

以下により報告書を提出することとします。

ア 中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の 3 月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画について、別途示す様式により環境省が別途指定する日までに提出し、継続の審査を受けることとします。

イ 事業報告書の記入事項

- (ア) F S 調査の活用状況

本報告の対象とする年度におけるF S調査の活用状況を記入することとします。特に、F S調査結果を踏まえ、事業を連携して行う事業者が事業化計画を策定した場合は、その計画の概要を記入することとします。

(イ) 二酸化炭素の削減量

削減量

本報告の対象とする年度において、F S調査結果と連携して導入する設備のうち、導入前のものは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を、導入後のものは稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入することとします。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付することとします。

実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入することとします(実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しません。)

(ウ) 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入することとします。

なお、事業終了年度の翌年度に事後評価を受けるものとし、事後評価結果について、今後の計画に反映させるよう努めることとします。

ウ 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、F S調査が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。

様式については適宜指定します。また、補助金の次年度以降の交付については、当該年度予算の成立を前提とします。

(5) 事業化計画の策定を行う事業に係る報告書の提出

以下により報告書を提出することとします。

ア 中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画について、別途示す様式により環境省が別途指定する日までに提出し、継続の審査を受けることとします。

イ 事業報告書の記入事項

(ア) 事業化計画の活用状況

本報告の対象とする年度における事業化計画の活用状況を記入することとします。

## (イ) 二酸化炭素の削減量

### 削減量

本報告の対象とする年度において、事業化計画に基づくそれぞれの設備のうち導入前のは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を、導入後のものは稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入することとします。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付することとします。

### 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入することとします（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）

## (ウ) 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入することとします。

なお、事業終了年度の翌年度に事後評価を受けるものとし、事後評価結果について、今後の計画に反映させるよう努めることとします。

## ウ 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。

様式については適宜指定します。また、補助金の次年度以降の交付については、当該年度予算の成立を前提とします。

## 10. 応募の方法について

### (1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を公募期間内に環境省リサイクル推進室に持参又は郵送により提出していただくと共に、応募に必要な書類を担当者宛メールで送付してください。

#### 【応募書類提出先】

環境省 廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室 谷貝・高橋

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351（内線6829）

#### 【メール提出先】

HIROKI\_TAKAHASHI@env.go.jp

### (2) 応募期間

平成26年9月9日（火）16：00から

平成26年9月30日(火)17:00まで

(3) 応募に必要な書類

ア 申請書

申請者が民間団体である場合には、この申請書に「経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款又は寄付行為」、「法人の概要が分かる説明資料」を添付してください。なお、法人設立時期の関係で2期分決算書が存在しない場合には、直近機の試算表及び1期分の決算書などを提出してください。

イ 事業実施計画書

(ア) 地方公共団体の場合

- ・別紙1(エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業実施計画書)
  - ・別紙2(エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業に要する経費内訳)
  - ・別紙3(平成26年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋)
- 各様式で指定のある書類を適宜添付してください。
- 別紙2の経費内訳については、金額の根拠資料(見積書)等を参考資料として添付してください。

(イ) 民間団体等の場合

- ・別紙1(エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業実施計画書)
  - ・別紙2(エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業に要する経費内訳)
- 各様式で指定のある書類を適宜添付してください。
- 各様式について、簡潔にわかりやすくそれぞれA4数枚程度にまとめてください。
- 別紙2の経費内訳については、金額の根拠資料(見積書)等を参考資料として添付してください。

(4) 提出部数

(3)の書類を各11部(正本1部、副本10部)提出してください。提出に当たっては、付箋を付けるなどして、読みやすいように1部ごとに書類をまとめてください。正本には「ア 申請書」に押印した原本を添付し、副本には原本の写しを添付してください。

11. 応募書類提出後の流れについて

公募締切

外部審査委員会

補助事業者の内示

交付申請書の提出

交付決定

補助事業の実施

12. 同時期に公募を行っている「エコタウン等高度化モデル事業」との区分けの考え方について

8月8日(金)から公募している「エコタウン等高度化モデル事業」との区分けの考え方は次の通りとします。

また、申請のあった事業の性質に鑑み、申請者に対し、もう一方の事業への御応募を案内することがあります。不明な点は御相談ください。

区分けの考え方(事業の性質に対する各事業への適合性)

事業の性質	高度化モデル事業 (採択予定件数：3件程度) 一般会計事業	低炭素地域づくり補助金事業 (採択予定件数：8件程度) エネルギー対策特別会計事業
モデル事業的性格を有する		
CO2削減効果が高い		
将来的に施設整備に繋がる		
FS調査や事業化計画の策定を直接の目的としている		

...より適合性がある

...適合性がある

...案件によっては適合性がある

...高度化モデル事業については、前項のとおり地域循環圏の拠点形成に資するテーマを重点的に募集しているため、

CO2削減効果については直接の評価対象とはなりません。

別表第 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業	F S 調査又は事業化計画策定を行うために直接必要な人件費及び業務費（別表第 2 を参照のこと。）及びその他事業に実施に必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

別表第 2 事業に係る補助対象経費の内容

1 費目	2 細目	3 内 容
人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。）
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。

<p>使用料及 賃借料</p>	<p>事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等（借料）を いい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p>
<p>消耗品費</p>	<p>事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業 衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単 価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。 環境大臣が承認した経費をいう。</p>
<p>その他必要な経 費</p>	